

福井県警察広報活動実施規程

昭和31年9月7日

福井県警察本部訓令第9号

改正

平成6年3月25日本部訓令第9号 平成12年7月12日本部訓令第16号 平成28年3月24日本部訓令第27号
令和3年3月22日本部訓令第17号

福井県警察広報活動実施規程を次のように定める。

福井県警察広報活動実施規程

(目的)

第1条 この規程は、福井県警察の行う広報活動の能率的、かつ、総合的運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(広報活動の意義)

第2条 この規程において、広報活動とは、警察と県民の感情をよりよくし、その理解を深めて、積極的な協力を得るため警察の実体を、あらゆる表現方法によって、県民に知らせることをいう。

(職員の心構)

第3条 警察職員（以下「職員」という。）は、各自警察広報活動の母体であることを自覚し、常に県民には好感を与え、その理解と協力を得るように行動するとともに、あらゆる機会を利用して、広報活動の実効を挙げることに努めなければならない。

(広報業務の種類)

第4条 広報活動を分けて、一般業務及び特別業務とする。

(一般業務)

第5条 一般業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 警察関係の法令、条例及び規則等の周知徹底に関すること。
- (2) 犯罪予防に関すること。
- (3) 交通の安全に関すること。
- (4) 警察の運営方針及び活動状況の報道に関すること。
- (5) 報道機関、官公庁、その他諸団体との連絡協調及び便宜供与に関すること。
- (6) 警察に対する意見、要望等の処理に関すること。ただし、審査請求を除く。

- (7) 職員に対する広報指導、教養に関すること。
- (8) 広報活動に必要な企画、調査及び研究に関すること。
- (9) 広報活動の効果測定及び反響調査に関すること。
- (10) 広報業務の連絡、調整に関すること。
- (11) 広報資料の収集、管理及び提供に関すること。
- (12) その他広報活動に関すること。

(特別業務)

第6条 特別業務は、災害、雑踏、騒擾等に際し、特別に行うものとする。

2 特別業務の実施について、必要な事項は別に定める。

(一般業務の実施計画)

第7条 常時行うべき一般業務は、業務主管課において計画し、実施するものとする。

(視察見学)

第8条 所属長は、有効適切な広報活動を実施するため、必要と認めるときは、所属職員に命じて、視察見学などをさせることができる。

(業務の担当者)

第9条 所属における広報業務は、次席、副隊長、副校長又は副署長がこれを担当する。

(広報連絡会議)

第10条 県民サポート課長は、前条の広報担当者の出席を求め、広報連絡会議を開くことができる。

(警察署における広報活動の実施)

第11条 警察署長は、実情に応じた計画を策定し、自主的かつ積極的な広報活動を行わなければならない。この場合各関係機関との調整を図るよう留意しなければならない。

(報告資料の提出)

第12条 所属長は、次に掲げる事項について、必要な資料を添えて速やかに警察本部長に報告しなければならない。

- (1) 広報活動上必要であると認められる事件、事故の発生状況及びそれらの処理状況等
- (2) 職員の善行美談等効果があると認められる事項
- (3) その他広報上参考と認められる事項

附 則

この訓令は、昭和31年9月7日から施行する。

附 則 (平成6年3月25日福井県警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月12日福井県警察本部訓令第16号）
この訓令は、平成12年7月12日から施行する。

附 則（平成28年3月24日福井県警察本部訓令第27号）
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日福井県警察本部訓令第17号）
この訓令は、令和3年3月22日から施行する。